

○小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付要綱

平成27年5月15日

告示第31号

改正 平成27年7月10日告示第48号

平成27年9月1日告示第61号

平成28年3月28日告示第22号

平成28年4月1日告示第41号

平成29年4月1日告示第40号

平成30年10月1日告示第57号

平成31年4月1日告示第40号

令和元年6月1日告示第52号

令和2年4月1日告示第50号

令和4年4月1日告示第45号

令和4年7月1日告示第56号

令和7年4月1日告示第44号

令和8年4月1日告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家等の除却を行う者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 小豆島町がこの告示に基づき、老朽危険空き家等の除却に対して補助を行うことをいう。

(2) 老朽危険空き家等 補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住その他の用に供される見込みのない空き家等で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。ただし、倒壊等により、著しく景観を損なう又は周辺的生活環境に影響を及ぼす可能性がないものを除く。

ア 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅のうち、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の各号に掲

げる住宅の区分（住宅以外の建築物については同項各号中の「住宅」を「建築物」として読み替える。）に応じ当該各号に定める別表第一から別表第三までの（い）欄の一から三まで及び六について、評定を行い、当該別表（は）欄に掲げる評定内容に応ずる当該別表（に）欄に定める評点を評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評点区分ごとの同表（ほ）欄に掲げる最高評点をこえるときは、その最高評点）を合算した評点が100点以上であるもの。

イ アによる評点が100点未満の建築物で、別表第1による評点を加えた場合に100点以上であるもの

ウ 特に町長が除却の必要があると認める建築物

- (3) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、土地に定着する工作物であつて、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有するもの。ただし、老朽化により前要件を欠くものは、この限りではない。
- (4) 住宅 併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。
- (5) 標準除却費 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める不良住宅等の除却工事に対する標準除却費をいい、この補助金の交付の決定をした時点における国土交通大臣が定める標準除却費とする。

（補助の対象）

第3条 本補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）

は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 町内に存する老朽危険空き家等であること。
- (2) この告示以外の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないものであること。
- (5) 同一敷地内において、この告示に基づく補助金の交付を受け老朽危険空き家等の除却を行っていないこと。
- (6) 小豆島町内に本店、支店、営業所等を有し、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第

104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項の登録を受けた者が解体工事を施工すること。

(7) 老朽化の原因が火災によらないこと。

2 補助金の交付を希望する者は、事前に当該空き家等が前項第1号に該当するか否かの確認を町長に求めることができる。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象空き家等の所有者として登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳)に記録されている者

イ アに規定する者の相続人

ウ ア又はイに規定する者から補助対象空き家等の除却について同意を得た者

エ その他町長が特に認める者

(2) 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない者であること。

(3) 申請者又は申請者の親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、不動産販売、不動産貸付(駐車場等の貸付けを含む。)を業とする者が行う除却である場合においては本補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費、補助金の交付額等)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、老朽危険空き家等の除却に要する経費とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費又は当該空き家等の延べ面積に標準除却費を乗じた額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額とし、160万円を限度に予算の範囲内で交付する。

3 前項に定めるもののほか、住宅以外の空き家等については、補助対象経費又は当該空き家等の延べ面積に標準除却費を乗じた額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額とし、40万円を限度に予算の範囲内で交付する。

4 前2項の規定により算出された補助金の交付額に、千円未満の端数があるときは、

これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる書類を添えた補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 空き家等が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助金交付中止承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第9条 申請の取下げができる期日は、交付決定通知後15日以内とする。

2 前項の申請があった場合は、交付の決定がなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、町長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別表第2に掲げる書類を添えた完了実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 町長は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この告示及びこの告示の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておかなければならない。

(立入検査)

第17条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第48号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年告示第52号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第50号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第45号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年告示第33号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

評定区分	評定内容	評点
既存不適格性	建築物に耐震性がないと町長が認めるもの	10点
	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認に係る確認済証が無いもの	5点
周辺への影響度	周辺に道路や公園などがあり、外壁材や屋根瓦等の飛散又は落下など保安上危険となるおそれのあるもの	5点
	建築物の破損等が原因で、臭気の発生又は害虫等の発生など衛生上有害となるおそれのあるもの	5点
	本来の用をなさない程度までの破損や著しい草木の繁茂など周囲の景観と著しく不調和な状態であるもの	5点

別表(第6条・第11条関係)

申請等に必要書類

関係条項等	添付書類
<p>第6条 交付申請</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 除却工事実施(変更)計画書(様式第2号) 2 工事見積書の写し 3 建物平面図 4 現場写真 5 空き家等の所有者が確認できる書類 6 申請者が第4条第1項第1号イの相続人であって、補助対象空き家等に係る所有名義人の相続手続きが完了していない場合は、確約書(様式第7号) 7 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書(様式第8号) 8 補助対象空き家等が複数の者の共有である場合には、老朽危険空き家等除却工事施工同意書(様式第9号) 9 補助対象空き家等と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書(様式第10号) 10 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書(補助対象住宅に係る所有名義人の相続手続きが完了していない場合を除く。)(様式第11号) 11 その他町長が必要と認める書類
<p>第11条 完了実績報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書の写し 2 領収書の写し(除却工事の施工者が発行したもの) 3 工事状況写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの) 4 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し (補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る) 5 廃棄物処理法第12条の3の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し 6 その他市町長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名

小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付申請書

小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この書類に記載の事項は事実と相違ありません。

1 補助対象空き家等の所在地、所有（管理）者及び家屋番号

所在地：

所有（管理）者：

家屋番号：

2 補助対象経費（千円未満切り捨て）

円

3 補助金交付申請額（千円未満切り捨て）

円

本申請の審査を受けるに当たり、小豆島町が町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付状況の確認をすることを承諾します。

申請者

氏名 _____ ㊞

様式第2号（第6条関係）

除却工事実施（変更）計画書

申請者	住所 氏名	連絡先
施工者	会社名 住所	担当者氏名 連絡先
除却工事開始予定日	年 月 日	
除却工事完了予定日	年 月 日	

1 補助対象空家等の概要

所在地			
家屋番号			
建築年	年	用途	住宅 併用住宅 ()
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
延べ面積	m ²	対象床面積	m ²
構造	造一部	造	階 数 地上 階・地下 階

2 交付申請額の算出

除却工事費				円 (A)
対象床面積				m ²
除却工事費面積限度額	木造	m ² ×	円 / m ² =	円
	非木造	m ² ×	円 / m ² =	円
	合計			円 (B)
補助対象経費	(A) と (B) のうち少ない方の額 円 × 0.8 =			円 (C)
補助金交付申請額	(住宅) 1,600,000 円と (C) のうち少ない方の額 (住宅以外) 400,000 円と (C) のうち少ない方の額			円 (D)

注)

- 1 除却工事費 (A) は、補助対象となる老朽危険空き家等の除却及び処分に要する費用を記入すること。
- 2 補助金交付申請額 (D) に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 3 変更申請の場合には、変更前の記載内容を、その上段に () 書きすること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名

小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記事業について、当該交付決定の額及びその内容を変更したいので、小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、事業の変更を承認くださいますよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 前回交付決定額 | 千円 |
| | 変更交付申請額 | 千円 |
| | 変更増△減額 | 千円 |
| 2 | 事業完了予定日 | 年 月 日 |
| 3 | 変更の理由 | |
| 4 | 添付書類 | |

別添のとおり。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名

小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付中止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記事業について、次のとおり中止したいので、小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、事業の中止を承認くださいますよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 千円
- 2 事業の中止の理由

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名

完了実績報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定を受けた
年度小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業について、次のとおり実績報告をします。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	千円
補助金精算額	千円

2 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

3 添付書類 別添のとおり。

様式第6号（第12条関係）

請 求 書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金

内 訳

事業費	補助対象額	左に対する 補助額
円	円	円

上記の金額を請求します。

年 月 日

小豆島町長 殿

住 所 〒

債権者

氏 名

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行				(支)店							
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号								
		フリガナ											
		口座名義											

様式第7号（第6条関係）

確約書

小豆島町長 殿

小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業補助金の交付申請を行う老朽危険空き家等の所有名義人の相続手続きが終わっていませんが、私が相続人の代表となって、この度、この老朽危険空き家等の除却工事を実施しようとするもので、相続人の間に当該老朽危険空き家等に係る紛争等が発生したときは、私が責任を持って解決します。

年 月

日

老朽危険空き家等の所在地 小豆島町
老朽危険空き家等の名義人 _____

申請者 相続人代表
住所 _____
氏名 _____ (印)

様式第8号（第6条関係）

同意書

小豆島町長 殿

下記の申請者が、小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業の補助金交付申請及びそれに伴う金銭の受領等を行い、下記の建物を解体することに同意いたします。

1. 建物の所在地 _____

2. 家屋番号 _____

年 月 日

申請者 住所
氏 名

所有権以外の権利者 住所
氏 名 ⑩
〔法人にあっては、
その名称及び代表者氏名〕

所有権以外の権利者 住所
氏 名 ⑩
〔法人にあっては、
その名称及び代表者氏名〕

様式第9号（第6条関係）

老朽危険空き家等除却工事施工同意書

小豆島町長 殿

私が所有・共する下記の老朽危険空き家等を、_____が費用を負担し、除却工事を行うことに同意します。

年 月 日

記

老朽危険空き家等の所在地 小豆島町

申請者 住所 _____
氏名 _____

老朽危険空き家等の所有者・共有者 住所 _____
氏名 _____

住所 _____
氏名 _____ (印)

住所 _____
氏名 _____ (印)

住所 _____
氏名 _____ (印)

住所 _____
氏名 _____ (印)

様式第10号（第6条関係）

同意書

小豆島町長 殿

下記の建物を解体することに同意いたします。

1. 建物の所在地 _____

2. 家屋番号 _____

年 月 日

申請者 住所
氏名

土地所有者 住所
氏名

⑩

承諾書

小豆島町長 殿

下記の申請者が、小豆島町老朽危険空き家等除却支援事業の補助金交付申請及びそれに伴う一切手の手続きを行い、下記の建物を解体することを承諾いたします。

1. 建物の所在地 _____

2. 家屋番号 _____

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

補助対象空き家等の所有者 住 所

氏 名

㊟

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第6条関係)

様式第9号(第6条関係)

様式第10号(第6条関係)

様式第11号(第6条関係)